



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会社名 愛知製鋼株式会社
 代表者名 取締役社長 藤岡高広
 コード番号 5482
 上場取引所 東証、名証 第1部
 お問い合わせ先 総務部副部長 林 晴夫
 (TEL : 052-603-9215)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の当社第 111 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更についての承認を求める議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 27 年 3 月 31 日付にてユニチカ株式会社から金属繊維事業を譲り受ける契約を締結したことにともない、現行定款第 2 条（目的）に事業の目的を追加するものであります。
- (2) 新役員制度導入にともない、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を明確に区分し、取締役は経営に、執行役員は業務執行に専念する体制となったことにともない、現行定款第 21 条（代表取締役および役付取締役）第 2 項に定める「専務取締役」および「常務取締役」を廃止するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに非業務執行取締役および社外監査役でない監査役との間においても任務を怠った場合の損害賠償責任を限定する契約を締結することが認められたことにともない、当該取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 25 条（取締役の責任免除）に第 2 項を新設し、併せて現行定款第 31 条（監査役の責任免除）第 2 項を変更するものであります。
 なお、本定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (省略) (新設) 7. ～17. (省略)	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (現行どおり) <u>7. 非晶質金属およびその関連製品の製造、加工および販売</u> 8. ～18. (号数繰り下げ)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、<u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名<u>および</u>取締役副社長若干名を置くことができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月24日(水曜日)

定款変更の効力発生日 平成27年6月24日(水曜日)

以 上